

事業主、人事労務担当者の皆様へ

申込締切間近！ 先着順

2026年5月

19火

27水

開催

労務管理セミナー

14:00~16:00

まもなく開催！



セミナーの主な内容

19日・27日いずれも
同内容です。

女性活躍推進法の改正概要

詳しくはこちら▼

本年4月から「女性の活躍に関する情報の公表」として、「男女間の賃金差異」及び「女性管理職比率」を公表することが義務となりました。（従業員数101人以上の企業が対象）。公表期限に間に合うよう、改正内容について説明します。



ハラスメント対策の改正概要（すべての企業が対象）

詳しくはこちら▼

本年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が義務化します。カスハラ独自の対策もあるため措置内容について説明します。



パートタイム労働者等の雇用管理の改善

詳しくはこちら▼

雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保することを目指す「同一労働同一賃金」の基本と労働基準法のポイントについて説明します。パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に役立ちます。



参加はZOOMもしくは会場へ



ZOOM参加 500名



会場参加 30名

下記URL・二次元コードより
お申し込みください。

・労務管理セミナー・

2026年5月

19(火)・27(水)

14:00~16:00

19日・27日いずれも同内容です。

ZOOM



ZOOM参加希望の方

19日



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-Pbt4TTXGKKcJop9AYYFL>

27日



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-e9gJfRVPkinyXEUVs7WN>

会場



会場参加希望の方

19日



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-67hxcbMu7zFGyLof7Cpo>

27日



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-PdFvHSv7LEZX1yww8FWN>

MAP



■地下鉄谷町線「天満橋駅」2番出口

会場：大阪府社会保険労務士会館3階会議室
(大阪市北区天満2-1-30)

●セミナー申込に関するお問い合わせ

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

TEL：06-4792-8205

E-mail：osaka3@workstylereform.net

平日 午前9時～午後5時まで

●改正法の内容に関するお問い合わせ

【女性活躍推進法・ハラスメントに関する相談窓口】

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

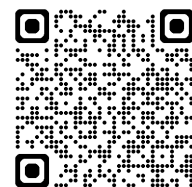
TEL：06-6941-8940

平日 午前8時30分～午後5時15分まで

大阪労働局HPでは、女性活躍推進法を始め、改正法に関する様々な情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

雇用均等関係ページ▶

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html



主催：大阪労働局、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター